

November 8, 2024

発明者情報に関する韓国特許法及び 実用新案法施行規則の改正のご案内

2024年11月1日付で発明者情報に関する韓国特許法及び実用新案法施行規則が一部改正されました。主な内容につきまして以下のとおりご案内申し上げます。

[1] 発明者情報に関して

- ① **出願書に発明者の国籍及び居住国を記載**— 出願書に発明者情報を記載する場合には国籍と居住国を必ず記載しなければならない（国籍を証明するための書類は不要）
- ② **補正書に発明者の国籍及び居住国を記載**— 発明者情報を補正（訂正）する場合には補正書に発明者の国籍及び住所（居住国）項目を追加して記載しなければならない

[2] 発明者訂正制度の改善

- ① **訂正期間の制限**— 登録決定後～設定登録前には発明者の追加・訂正が不可能（例外：単純誤字の訂正のように発明者の同一性が維持される場合にはこの期間内にも訂正可能）
- ② **証憑添付**— 出願以降～設定登録前に発明者を追加・訂正しようとする場合には出願人及び追加・訂正される発明者*が署名した確認書類を提出しなければならない

* [登録決定前] 追加又は訂正の対象となる発明者全員が署名した確認書類を提出しなければならない

[設定登録後] 申請前後の発明者全員が署名した確認書類を提出しなければならない（既存規定及び実務と同一）

上記内容をご参考頂き、韓国への出願ご依頼の際には発明者の国籍に対する情報もご提示ください。居住国は発明者住所地の国家で記載するという点もご参考願います。

特許法人太平洋のニュースレターに掲載された内容及び意見は、一般的な情報提供を目的に発行されたものであり、特許法人太平洋の公式的見解や如何なる具体的事案に関する法律的意见を差し上げるものではないことをご了承ください。

更なる詳細に関するお問い合わせは以下の連絡先までご連絡ください。

T +82 2 2188 5456
F +82 2 2188 5455
E ip@BKL.co.kr